

小野町での新婚生活

応援します

申請期限
令和8年
3月31日
まで

★事業の目的

この事業は、結婚に伴う夫婦の新生活の経済的な負担軽減を図るとともに、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新婚世帯に対し、住居費と引越費用の補助を行うものです。

★対象となる世帯

令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された新婚世帯のうち、次のすべてに該当する世帯が対象となります。

- ① 申請時に夫婦の双方または一方が町内に住民登録を有し、住民票の住所が申請に係る住所の所在地であること。
- ② 対象となる住居が小野町にあること。
- ③ 申請年度から起算して、3年以上継続して小野町に定住する意思があること。
- ④ 婚姻日に夫婦ともに年齢が39歳以下であること。
- ⑤ 他の公的制度による家賃補助などを受けていないこと。
- ⑥ 過去にこの補助を受けたことがないこと（他の自治体の補助も含む）。
- ⑦ 町税等を滞納していないこと。
- ⑧ 暴力団員または暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。

★対象となる費用

婚姻に伴う住宅取得、住宅リフォーム・住宅賃貸借、引越に要した費用
(令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払った費用のみ該当となります)

※詳しくは、チラシ裏面の『対象要件確認のフローチャート』をご覧ください。

★補助金額

対象となる費用の実支出額(1,000円未満は切捨て)

*令和7年度の夫婦の合計所得が500万円未満 … 限度額60万円

*令和7年度の夫婦の合計所得が500万円以上 … 限度額30万円

★お問い合わせ先

小野町役場企画政策課

(〒963-3492 小野町大字小野新町字館廻92番地) ☎0247-72-6939

《 対象要件確認のフローチャート 》

令和7年1月1日から令和8年3月31日の間に婚姻届を提出し、受理された

No

Yes

以下のすべての要件に該当している

【対象者要件】

- 申請時に夫婦の双方または一方の住民票の住所が小野町にあり、住民票の住所が申請に係る住宅の所在地である
- 対象となる住居が小野町にある
- 申請年度から起算して3年以上継続して、小野町に定住意思がある
- 婚姻日において夫婦ともに年齢が39歳以下である
- 他の公的制度による家賃補助等を受けていない
- 過去にこの事業による補助を受けていない(他の自治体の補助含む)
- 暴力団員または暴力団員と密接な関係を持つ者でない

No

補助対象外

Yes

令和7年度(令和6年分)の夫婦の
所得合計額が500万円未満

No

【貸与型奨学金を返済している場合】
令和7年度の夫婦の合計所得額から年間
返済額を控除した金額が500万円未満

Yes

Yes

No

結婚を機に要した以下の費用のうち、
令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に
支払った費用がある。

区分	対象経費	対象外経費
住宅取得費用	新築・購入費	住宅ローン手数料土地購入代等
住宅リフォーム費用	修繕、増築、改築、設備更新等	外構工事費用、家電購入・設置費用等
住宅賃貸借費用	賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料	駐車場代、鍵交換代、更新手数料等
引越費用	引越業者または運送業者へ支払った費用	不用品の処分費用、レンタカー代等

結婚を機に要した以下の費用のうち、
令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に
支払った費用がある。

区分	対象経費	対象外経費
住宅取得費用	新築・購入費	住宅ローン手数料土地購入代等
住宅リフォーム費用	修繕、増築、改築、設備更新等	外構工事費用、家電購入・設置費用等
住宅賃貸借費用	賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料	駐車場代、鍵交換代、更新手数料等
引越費用	引越業者または運送業者へ支払った費用	不用品の処分費用、レンタカー代等

①

【補助金上限額】
60万円

②

【補助金上限額】
30万円

《 申請手続きの流れ 》

★補助金の申請を希望される方へ

補助金の申請を希望される方は、事前に企画政策課までご相談ください。また、小野町公式ウェブサイト(右記のQRコードからアクセスできます)にも事業内容を掲載していますのでご覧ください。



なお、補助金の申請時に、アンケート調査にご協力いただく場合がありますのでご了承ください。

STEP1 交付申請 【申請者】

STEP1 交付申請書の提出【申請者】

『令和8年3月31日まで』に以下の書類をご準備のうえ、企画政策課までご提出ください。

<全員が提出する書類>

- 交付申請書
- 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本
- 夫婦の住所が記載された世帯全員の住民票
- 夫婦の令和7年度所得証明書(令和6年分)

<該当者のみ提出する書類>

- 【貸与型奨学金を返済中の場合】
- 貸与型奨学金の返済額を確認できる書類

<住宅取得・住宅リフォームの場合>

- 住宅売買契約書、工事請負契約書の写し
- 住宅リフォーム工事請負契約書、請書の写し
- 住宅取得費用またはリフォーム費用が確認できる書類の写し

<住宅賃貸の場合>

- 住宅賃貸借契約書の写し
- 住宅の賃貸費用が確認できる書類の写し
- 住宅手当支給証明書

<引越の場合>

- 引越費用が確認できる書類の写し

STEP2 書類審査 交付決定 【町】

STEP2 交付申請書類等の審査・交付決定通知の送付【町】

STEP1の交付申請書類及び添付書類の内容を町で審査し、審査結果について申請者へ決定通知を送付します。

STEP3 変更申請 【申請者】

STEP3 変更交付申請書の提出【申請者】

STEP1において申請した内容に変更がある場合は、『変更交付申請書』に『変更箇所の内容が分かる書類』を添付して企画政策課へご提出ください。
※申請内容に変更がない方 ⇒ STEP5へお進みください

STEP4 書類審査 交付決定 【町】

STEP4 変更交付申請書類等の審査・変更交付決定通知の送付【町】

STEP3の変更交付申請書類及び添付書類の内容を町で審査し、審査結果について申請者へ決定通知を送付します。

STEP5 請求 【申請者】

STEP5 交付請求書の提出【申請者】

STEP2(変更交付申請した方はSTEP4)の交付決定通知後、『交付請求書』と『口座番号が分かる書類(通帳等)の写し』を企画政策課へご提出ください。

STEP6 補助金 支払 【町】

STEP6 補助金の支払い【町】

STEP5の交付請求書の受付後、申請者が指定した口座へ補助金を振り込みます。